



2024年5月14日

各位

会社名 株式会社 浅沼組
代表者名 代表取締役社長 浅沼 誠
コート番号 1852(東証プライム)
問合せ先 執行役員
コーポレート・コミュニケーション部長
浅沼 真里香
電話番号 06(6585)5500

中間配当制度の導入および株式分割ならびに それらに伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、中間配当制度の導入および定款の一部変更に関する議案を2024年6月27日開催予定の当社第89期定時株主総会に付議すること、ならびに株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更について、下記のとおり、決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I 中間配当制度

1. 中間配当制度の導入

(1) 導入の目的

株主の皆さまへの利益還元機会を充実させるため、これまでの年1回の期末配当の実施に加え、中間配当制度を導入するものであります。

(2) 中間配当の基準日

毎年9月30日

なお、中間配当制度の導入につきましては、これに伴う定款変更に関する議案が2024年6月27日開催予定の当社第89期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

株主の皆さまへの利益還元機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができるよう所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
第 31 条 (剰余金の配当) 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 (新 設)	第 31 条 (剰余金の配当) 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 <u>②前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u>
第 32 条 (省 略)	第 32 条 (現行どおり)
第 33 条 (配当金の除斥期間) 期末配当金が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。	第 33 条 (配当金の除斥期間) 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

3. 定款変更の日程

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 定款変更のための株主総会開催日 | 2024 年 6 月 27 日 |
| ② 定款変更の効力発生日 | 2024 年 6 月 27 日 |

II 株式分割

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、株式の流動性を向上させて、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2024 年 7 月 31 日の株主名簿に記録された株主さまの所有する当社普通株式 1 株につき 5 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	16,157,258 株
② 今回の分割により増加する株式数	64,629,032 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	80,786,290 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	290,000,000 株

(3) 分割の日程

- | | |
|----------|-----------------|
| ① 基準日公告日 | 2024 年 7 月 12 日 |
| ② 基準日 | 2024 年 7 月 31 日 |
| ③ 効力発生日 | 2024 年 8 月 1 日 |

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、当社定款第 6 条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>5,871 万</u> <u>3,000 株</u> とする。	第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>2 億 9 千</u> <u>万株</u> とする。

(3) 変更の日程

- | | |
|-----------|-----------------|
| ① 取締役会決議日 | 2024 年 5 月 14 日 |
| ② 効力発生日 | 2024 年 8 月 1 日 |

4. その他

(1) 資本金の額について

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 2024 年 3 月期の期末配当について

今回の株式分割は、2024 年 8 月 1 日を効力発生日としておりますので、2024 年 3 月 31 日を基準日とする 2024 年 3 月期の期末配当につきましては、株式分割前の株式が対象となります。

以 上